証券コード6637
平成27年６月11日

株　主　各　位

大阪市阿倍野区阪南町七丁目２番10号
寺崎電気産業株式会社
代表取締役社長　寺　崎　泰　造

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市阿倍野区松崎町１丁目２番８号
　　天王寺都ホテル　６階　吉野西の間
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項
　報告事項　１．第35期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第35期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件
　　第６号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
　　第７号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
　　第８号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.terasaki.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、一部に弱さがみられたものの全体的には緩やかな回復となりました。

米国では、設備投資の増加、消費活動の重石となっていた民間のバランスシートの修復や雇用環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移し、回復基調が持続しました。欧州では、原油安とユーロ安により、緩やかな回復基調が持続しました。新興国経済は、中国では景気の拡大テンポが緩やかになり、その他新興国については持ち直しの傾向がみられました。

一方、わが国経済は、個人消費などに弱さがみられましたが、円高是正や原油安の影響に加え、雇用や設備投資が回復傾向にあり、底堅い動きとなりました。

当社グループをとりまく経済環境は、国内・海外における民間設備投資においては、緩やかな回復を続けました。一方、当社の主要顧客である造船業界においては、受注量は堅調に推移し、手持ち工事量も増加してきましたが、新造船の竣工量については、船腹需給バランスの崩れの影響が残り、依然低水準で推移し、厳しい環境が続きました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は397億77百万円と前年同期比7.6％の増収となりました。利益面では、原価低減等の収益改善の効果、為替が想定より円高是正にて推移したこともあり、営業利益は33億２百万円と前年同期比58.2％の増益となり、経常利益は38億81百万円と前年同期比48.6％の増益となりました。当期純利益は26億73百万円と前年同期比25.1％の増益となりました。

なお、製品別の連結売上高は、システム製品（配電制御システム等）が199億21百万円と前年同期比8.1％の増収、機器製品（低圧遮断器等）が198億56百万円と前年同期比7.1％の増収となりました。

当社グループのシステム製品の連結受注高は、212億97百万円となり、前年同期比2.1％の増加となりました。その結果、連結受注残高は前連結会計年度末より13億75百万円増加し、198億円となりました。

なお、機器製品は、計画生産を行っているため、上記受注高、受注残高には含めておりません。

当連結会計年度におけるセグメント別（所在地別）の業績は以下のとおりであります。

「日本」

船舶用システム製品（船舶用配電制御システム等）は、陸電供給システム及びバラスト水処理装置関連向け等の売上が順調でしたが、船腹需給バランスの崩れの影響により、ばら積運搬船、LNG船、コンテナ船、大型タンカー向け等の主要な船舶向けの売上が減少した結果、売上が前年同期に比べ若干減少しました。

産業用システム製品（配電制御システム）は、コージェネレーションシステム等の分散型エネルギー、国内プラント関連の売上が増加したことにより、売上が前年同期に比べ増加しました。

医療関連機器製品は、医療機器については、客先の需給調整などがあり売上は減少しましたが、臨床検査機器の売上が大幅に増加したことにより、医療関連機器製品全体では、売上が前年同期に比べて増加しました。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、陸電供給システムのコミッショニング業務及びバラスト水処理装置関連の改造・コミッショニング、海外プラント関連のエンジニアリング、部品販売等の売上が堅調で前年同期に比べ増加しました。

この結果、システム製品全体の売上は、前年同期に比べ増収となりました。

機器製品（低圧遮断器等）は、国内向けでは太陽光発電等の新エネルギー分野における需要が堅調に推移しましたが、海外向けにおける日系企業の設備投資の停滞による売上減少等もあり、機器製品全体では前年同期に比べ若干減少しました。

その結果、当セグメントの当連結会計年度の売上高は、232億18百万円と前年同期比1.3％の増収、セグメント利益は、28億７百万円と前年同期比91.9％の増益となりました。

「アジア」

船舶用システム製品（船舶用配電制御システム等）では、バラスト水処理システム関連の販売が好調に推移したこと、中国造船向けでは、市場も堅調に推移する中で新規顧客の獲得、受注品目の増加に営業活動を注力した成果も現われ、売上は前年同期に比べ増加しました。

機器製品（低圧遮断器等）は、マレーシア国内向けが引続き堅調に推移したこと等により、売上は前年同期に比べ増加しました。

その結果、当セグメントの当連結会計年度の売上高は117億16百万円と前年同期比17.8％の増収、セグメント利益は13億57百万円と前年同期比10.0％の増益となりました。

「ヨーロッパ」

機器製品（低圧遮断器等）は、英国内や中近東向けの需要が引き続き好調に推移して売上は増加しましたが、利益面においては、為替の影響や厳しい価格帯の製品売上が増加したこともあり、前年同期に比べ減少となりました。

その結果、当セグメントの当連結会計年度の売上高は46億63百万円と前年同期比16.0％の増収、セグメント利益は１億74百万円と前年同期比25.5％の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました企業集団の設備投資の総額は18億64百万円であります。主に、物流業務効率化、生産効率化及び原価低減に向けた投資、並びに新製品の生産設備関連に向けた投資を行ってまいりました。

日本においては、機器製品関連にて、当社加美工場において物流業務効率化、生産効率化及び原価低減に向けた投資を行ってまいりました。国内生産子会社である株式会社耶馬溪製作所においては、生産効率化及び原価低減に向けた投資を行ってまいりました。

アジアにおいては、機器製品関連にて、TERASAKI ELECTRIC(M)SDN. BHD. において生産効率化及び原価低減に向けた投資を行ってまいりました。

主なものは以下のとおりであります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去又は滅失はありません。

当連結会計年度中に完成及び取得した主要設備

(日本)

当社	
遮断器等の物流倉庫建屋及び設備関連	1,120百万円
専用備品（金型）関連	51百万円
遮断器等の生産設備関連	133百万円
子会社　株式会社耶馬溪製作所	
専用備品（金型）関連	91百万円
(アジア)	
子会社　TERASAKI ELECTRIC(M)SDN.BHD.	
専用備品（金型）関連	35百万円

(3) 資金調達の状況

当社における遮断器等の物流倉庫等新設の設備投資に伴い、金融機関から長期借入により1,200百万円の資金調達を行っております。なお、その他の設備投資に必要な資金は手元資金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、原油価格の下落や地政学的リスクなどの懸念材料がありますが、米国経済の回復、鈍化しているものの中国の成長及びその他アジア新興諸国の底堅い動きに牽引され、回復傾向で推移すると予想されます。

一方、日本経済は、現状での円高是正・原油安の先行きが不透明であることや、更なる消費税の増税の影響など不安定要素があるものの、東京オリンピック関連の需要や世界経済の持ち直しを背景に回復基調が持続すると予想されます。

当社グループを取り巻く経済環境は、主要顧客である造船業界では、船腹需給バランスの改善が進み、竣工量が下げ止まり、新造船受注量も回復の方向に向かうと予想されます。従って船舶用システム製品の市況についても緩やかに回復すると予想されます。

また、民間設備投資については、世界市場では引き続き新興国、資源国を中心とした設備投資が堅調に推移し、産業用配電制御システム製品、機器製品、エンジニアリング及びライフサイクル（予防保全やアフターサービス等）の需要は高まるものと予想されます。国内でも、政府の成長戦略、円高是正に伴う製造業の国内回帰等により企業の設備投資意欲の継続が期待されます。また、再生可能エネルギー関連市場も拡大しており、産業用配電制御システム製品及び機器製品の需要拡大も期待できます。

このような環境のもと、当社グループは、さまざまな顧客のニーズへの的確かつ迅速な対応によって顧客満足度を高め、シェアの維持・拡大に全力をあげてまいります。そのために、すべての部門で創造力が発揮でき、適応力のある体制の確立を目指しており、設計・生産の改善活動を継続して経営基盤の強化を図るとともに、協創力を発揮して、市場ニーズを反映した新商品の開発に努めてまいります。

また、品質、営業・サービス、技術開発、生産場所及び購買等のすべてについて、当社グループが持つグローバルな組織の有効活用と更なる最適化の追求を目指してまいります。

加えて、経営全般においては、整備・構築した内部統制システムを有効に運用するとともに、法令遵守に向けた教育の徹底等、経営理念の一つとして挙げております企業倫理に基づく積極的な取り組みにより、広く企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

当社グループの大きな課題としては、原材料の高騰、原油価格及び為替の変動等があげられます。原材料については、銅及び銀価格が高騰・高止まりすれば利益圧迫要因となりますので、これらを含め総合的な原価低減活動を推進してまいります。また、為替変動への対応については、為替中立型を目指し、為替変動による影響を最小限にとどめるよう営業、購買、生産、財務及び設備投資等、総括的な改革・改善に取り組んでまいります。

セグメント別には次のような活動に取り組んでまいります。

「日本」

船舶用システム製品は、船腹需給バランスはまだ取れていませんが、円高是正に伴い国内造船市況が回復に向かうものと予想されるため、新造船受注量の回復を当社製品の受注に結びつけるための営業強化とともに、高付加価値船（LNG船、メガコンテナ船、客船等）や環境・省エネ関連製品の受注に注力して１隻あたりの当社の貢献度を高めてまいります。

産業用システム製品は、配電制御システムや分散型エネルギーシステム向け製品を機軸として、分散型電源市場、再生可能エネルギー及び電力市場関連の設備、国内・海外のインフラ整備における設備投資関連物件等の営業活動を強化し、受注・売上増を図ってまいります。

医療関連機器製品は、新製品の開発とともに新規顧客の獲得等を通じ、受注拡大に注力してまいります。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、GSN（グローバル・サービス・ネットワーク）の拡充と新サービスの提案等により、更なる事業展開を推進してまいります。

機器製品は、設備投資の回復傾向が持続し、再生可能エネルギー関連市場への販売拡大も期待されます。また、中国、韓国船舶市場、新興国イ

ンフラ市場への営業強化等によりシェアアップ及び顧客数増に注力し、受注・売上増を図ってまいります。

「アジア」

船舶用システム製品は、中国や韓国の造船業界においては、船腹需給バランスの回復には至っておりませんが、豊富な手持ち工事量を背景に、新造船竣工量については回復していくと予想されます。原価低減に注力しながら、営業力の強化を図り、中国市場におけるシェアの維持・拡大に努めてまいります。東南アジアでは、オフショア市場（石油掘削のための海洋構造物及び関連船舶）、バラスト水処理関連の受注拡大に努めてまいります。

機器製品においては、マレーシア国内向け、インフラ関連市場向け、内需の拡大が見込まれるインドネシア、ミャンマー、ベトナム等への販売拡大を目指してまいります。

「ヨーロッパ」

欧州経済は、ロシアとの経済関係悪化やギリシャ問題の再燃懸念等がありますが、次第に持ち直しに向かうことが期待されます。それに伴い民間設備投資も緩やかな回復傾向に向かうと見込まれますので、機器製品の販売拡大を目指してまいります。

また、中近東、アフリカ及び中南米市場等のシェア拡大を図るとともに、OEM（相手先ブランド製品製造）販売先との協力関係をさらに強化し、販売量の拡大を図ってまいります。

２．企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第32期 (平成24年３月期)	第33期 (平成25年３月期)	第34期 (平成26年３月期)	第35期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高(千円)	31,626,220	31,973,260	36,975,888	39,777,733
経常利益(千円)	1,338,258	1,229,537	2,612,622	3,881,057
当期純利益(千円)	860,587	719,779	2,137,090	2,673,767
１株当たり当期純利益	66円05銭	55円24銭	164円03銭	205円22銭
総資産(千円)	35,158,175	36,452,265	37,485,560	44,793,072
純資産(千円)	17,012,278	18,657,879	22,308,756	26,674,757
自己資本比率(％)	48.3	51.1	59.4	59.5

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数については自己株式を控除して算出しております。

２．記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

３．第32期
欧州債務危機に端を発する世界経済の低迷及び円高の影響等による売上高の減少、並びに原材料価格の高止まり等により、当期純利益は８億60百万円となっております。

４．第33期
中国をはじめとするアジア新興国経済の成長鈍化及び舶用製品市況悪化の影響等により、当期純利益は７億19百万円となっております。

５．第34期
国内、海外における民間設備投資の回復及び円高是正の継続等もあり、大幅な増収を確保し、生産革新活動による収益改善も寄与したこともあり、当期純利益は21億37百万円となっております。

６．第35期
当連結会計年度につきましては、前記「１．事業の経過及びその成果(1) 事業の状況」に記載したとおりであります。

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名　　称	資　本　金	議決権比率	事　業　の　内　容
テラテック株式会社	20,000千円	100.0%	保守・メンテナンス
テラメックス株式会社	40,000千円	100.0%	医療用機器製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	2,500千英ポンド	100.0%	低圧遮断器の販売
TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.	6,000千マレーシアリンギ	100.0%	低圧遮断器の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	各種配電盤の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.	3,000千米ドル	100.0%	各種配電盤の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI)CO., LTD.	1,700千米ドル	(100.0%)	各種配電盤の製造・販売

(注)　TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO.,LTD.の議決権比率欄の(　　)内表示は、TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.の100%所有を表しております。

４．企業集団の主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、船舶用・産業用の配電制御システム製品、及び遮断器等の電気開閉機器の製造並びに販売を行っております。主要な営業品目は、次のとおりであります。

①　システム製品　船舶用　配電制御システム、集合始動器盤、機関監視制御システム、高圧配電盤、停泊中船舶への陸電供給システム、船員教育用エンジンルームシミュレーションシステム

産業用　配電制御システム、コージェネレーションシステム、電子応用製品、医療関連機器、高圧配電盤

②　機器製品　配線用遮断器、漏電遮断器、気中遮断器、多線貫通システム（ケーブル貫通部の総合防災品）

５．企業集団の主要拠点等（平成27年３月31日現在）

(1) 当社営業所及び工場等

名称	所在地
本社	大阪市阿倍野区
支社	大阪市平野区
東京営業所	東京都中央区
名古屋営業所	名古屋市名東区
四国営業所	香川県坂出市
九州営業所	福岡市南区
	佐賀県伊万里市
加美工場	大阪市平野区
八尾工場	大阪府八尾市

(2) 国内及び海外連結子会社

セグメント	事業の内容	会社名	所在地
日本	保守・メンテナンス	テラテック株式会社	大阪府
	生産・販売	テラメックス株式会社	京都府
	生産	テラサキ伊万里株式会社	佐賀県
	生産	株式会社耶馬溪製作所	大分県
アジア	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.	シンガポール
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.	中国
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO., LTD.	中国
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.	マレーシア
ヨーロッパ	マーケティング・販売	TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	イギリス

６．従業員の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,918（286）名	4（36）名

（注） 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート及び人材会社からの派遣社員等）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
576（215）名	△17（34）名	41.4才	19.3年

（注） 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数（パート及び人材会社からの派遣社員等）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

７．企業集団の主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,450,000千円
株式会社みずほ銀行	1,150,000千円
株式会社三井住友銀行	863,336千円

Ⅱ．会社の状況に関する事項

１．株式の状況

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　52,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　13,030,000株

(3) 株主数　　746名

(4) １単元の株式数　　100株

(5) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社寺崎	2,200,600株	16.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,355,100株	10.40%
寺崎泰造	1,107,680株	8.50%
浪華振興株式会社	866,000株	6.64%
テラサキ従業員持株会	736,159株	5.65%
荒巻かおり	730,100株	5.60%
寺崎雄造	669,400株	5.13%
株式会社芳山社	653,600株	5.01%
テラサキ共栄会	541,400株	4.15%
有限会社アーク	400,000株	3.07%

(注)　持株比率は自己株式1,021株を控除して計算しております。

２．新株予約権等の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤田正一		
代表取締役社長	寺崎泰造		
常務取締役	周藤忠	機器事業担当	
常務取締役	岡田俊二	システム事業担当	
取締役	西村文夫	生産革新・調達担当	
取締役	池田康孝	経営企画・技術・情報開示担当	
取締役	熊澤和信	人事・総務担当	
取締役	長瀬順治	経理担当	
常勤監査役	赤木孝史		
監査役	友杉芳正		
監査役	鷹野俊司		

（注）１．監査役のうち、友杉芳正及び鷹野俊司の両氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

２．監査役　友杉芳正氏は、商学博士の学位を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．当社は、監査役　鷹野俊司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届出しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
株主総会決議にもとづく報酬	８名	141,320千円	３名	22,920千円	11名	164,240千円

（注）１．上記のほか、使用人兼務取締役（４名）に対する使用人分相当額として44,640千円を支給しております。

２．株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）であります。（平成13年６月29日開催の第21期定時株主総会決議）

３．株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内であります。（平成６年６月29日開催の第14期定時株主総会決議）

4．上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に費用として処理を行った役員賞与の金額を含んでおります。（取締役42,000千円、監査役4,000千円）
5．上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に繰入を行った役員退職慰労引当金の金額を含んでおります。（取締役18,200千円、監査役2,600千円）
6．上記監査役の報酬等の額には、社外監査役（２名）に対する報酬等の額7,000千円を含んでおります。

(3) 社外監査役の主な活動状況

区分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監査役	友　杉　芳　正	当事業年度開催の取締役会24回のうち21回、並びに監査役会12回の全回に出席し、主に財務及び会計的な観点より、議案・審議事項等について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鷹　野　俊　司	当事業年度開催の取締役会24回の全回、並びに監査役会12回の全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地より、議案・審議事項等について、適宜必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役　友杉芳正及び鷹野俊司の両氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外監査役との責任限定契約）

社外監査役は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、機関設計を含め総合的に検討した結果、本総会の第２号議案に「定款一部変更の件」として監査等委員会設置会社への移行を上程し、第４号議案にて社外取締役を含む「監査等委員である取締役３名選任の件」を上程いたします。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

新日本有限責任監査法人　　35,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当事業年度中の該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社都合の場合の他、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、又は監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

35,000千円

(6) 当社の重要な子会社のうち、TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.他６社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の法定監査を受けております。

Ⅲ．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項各号及び第３項各号に定める体制の整備の基本方針を次のとおり決議しました。また、企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このための内部統制強化が不可欠であるとの基本認識のもと、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定め、この遵守を図っている。取締役会については、その適切な運営を確保するために「取締役会規程」を定めている。取締役会は、月２回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査の方針を定め、監査役は取締役の職務の執行を監査している。取締役が他の取締役の法令・定款の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成し、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに対する管理責任者についての体制を整える。

① 当社に直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性
② 当社事業の継続を中断・停止させる可能性
③ 当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性

(2) リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長として、顧問弁護士等も含む対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限に止める体制を整える。

4．当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」及びその関連規程にて、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

５．当社の取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月２回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は審議を経て決定を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、それぞれの部署の組織、職務分掌の範囲、各職位を担当する者の責任及び権限を定めている。

６．当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」及び「企業倫理行動指針」を定めている。社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。

(2) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の監査室を設置している。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報規定」に基づきその運用を行う。

(5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

７．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するために、グループ企業全てに適用する行動指針として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定めており、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

　経営管理については、グループ会社経営管理の基本方針は「経営方針書」において定められており、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役に報告する。

(2) 反社会的勢力に対しては、企業倫理綱領に基づき毅然とした態度で排除する。

(3) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容等が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室に報告する。監査室は社長に報告し、直ちに監査役にも報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、関係部署に対して改善策の策定を求めることができる。

8．当社の監査役より、監査役の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合における、当該従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役より、監査役の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、「監査役会規程」に基づき、監査役の職務を補助すべき従業員として、当社の従業員から監査役補助者を任命する。その場合、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。

(2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しない。

9．当社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び従業員が監査役に報告すべき事項、並びに時期についての規程及び「監査役監査規程」を定めており、当該規程に基づき、取締役及び従業員は当社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。

(2) 「内部通報規定」に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

（注）改正会社法第348条及び第362条に求められている「業務の適正を確保するための体制の整備」については、平成27年４月27日開催の取締役会にて、現行の社内規程で遵守できていることが確認されております。

Ⅳ．剰余金の配当の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な配当の継続及び経営基盤の充実と今後の事業展開のための内部留保を確保しつつ、業績、経営環境及び財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき12円とさせていただくことといたしました。

（注）　本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**32,817,826**
現金及び預金	8,506,021
受取手形及び売掛金	15,005,748
商品及び製品	3,785,511
仕掛品	2,707,968
原材料及び貯蔵品	1,601,640
繰延税金資産	604,530
その他	708,728
貸倒引当金	△102,321
固定資産	**11,975,245**
有形固定資産	**7,319,629**
建物及び構築物	2,979,658
機械装置及び運搬具	668,722
工具器具備品	381,948
土地	3,071,443
リース資産	18,848
建設仮勘定	199,007
無形固定資産	**899,628**
その他	899,628
投資その他の資産	**3,755,987**
投資有価証券	701,699
退職給付に係る資産	2,506,727
繰延税金資産	247,302
その他	432,404
貸倒引当金	△132,146
資産合計	**44,793,072**

負債の部	
流動負債	**13,434,642**
支払手形及び買掛金	7,311,315
短期借入金	630,000
1年以内返済予定長期借入金	799,336
未払法人税等	693,063
未払費用	2,223,065
製品保証引当金	185,941
その他	1,591,920
固定負債	**4,683,672**
長期借入金	2,959,000
繰延税金負債	870,050
役員退職慰労引当金	230,138
退職給付に係る負債	510,613
その他	113,870
負債合計	**18,118,314**
純資産の部	
株主資本	**23,359,055**
資本金	**1,236,640**
資本剰余金	**2,244,650**
利益剰余金	**19,879,198**
自己株式	**△1,433**
その他の包括利益累計額	**3,272,118**
その他有価証券評価差額金	**298,235**
為替換算調整勘定	**1,181,683**
退職給付に係る調整累計額	**1,792,199**
少数株主持分	**43,584**
純資産合計	**26,674,757**
負債及び純資産合計	**44,793,072**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

売上高		39,777,733
売上原価		28,019,832
売上総利益		**11,757,901**
販売費及び一般管理費		8,455,358
営業利益		**3,302,542**
営業外収益		
受取利息及び配当金	79,824	
受取賃貸料	70,950	
為替差益	373,391	
その他	115,220	639,387
営業外費用		
支払利息	45,146	
賃貸費用	8,373	
減価償却費	6,573	
その他	778	60,872
経常利益		**3,881,057**
特別利益		
固定資産売却益	19,916	
関係会社清算益	5,378	25,294
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	42,955	
減損損失	71,400	114,381
税金等調整前当期純利益		**3,791,970**
法人税、住民税及び事業税	990,855	
法人税等調整額	126,353	1,117,208
少数株主損益調整前当期純利益		**2,674,762**
少数株主利益		994
当期純利益		**2,673,767**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,236,640	2,244,650	17,361,778	△1,433	20,841,634
当期変動額					
剰余金の配当			△156,347		△156,347
当期純利益			2,673,767		2,673,767
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	2,517,420	－	2,517,420
当期末残高	1,236,640	2,244,650	19,879,198	△1,433	23,359,055

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	212,562	395,364	815,104	1,423,032	44,089	22,308,756
当期変動額						
剰余金の配当						△156,347
当期純利益						2,673,767
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	85,672	786,318	977,094	1,849,086	△505	1,848,580
当期変動額合計	85,672	786,318	977,094	1,849,086	△505	4,366,000
当期末残高	298,235	1,181,683	1,792,199	3,272,118	43,584	26,674,757

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：　14社

主要な連結子会社の名称：TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.
TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.
TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.
TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.
TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO., LTD.
テラテック株式会社
テラメックス株式会社
当連結会計年度において、TERASAKI ELECTRIC TRADING&SERVICES(M)SDN.BHD.を新たに設立しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

① 主要な非連結子会社の名称：TERATEC(USA)INC.　他

当連結会計年度において、TERASAKI SKANDINAVISKA ABを清算しております。

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社はありません。

(2) 持分法の適用範囲から除いた理由

非連結子会社（TERATEC(USA)INC. 他）及び関連会社（丸正工業㈱ 他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：　総平均法に基づく原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社

システム製品：　主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

機器製品　　：　主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社

システム製品：　主として個別法に基づく低価法を採用しております。

機器製品　　：　主として総平均法に基づく低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　：２～50年

機械装置及び運搬具：２～７年

工具器具備品　　：２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産　　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として貸倒懸念債権等の特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

②　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

③　製品保証引当金　　当社、TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.、TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.及びTERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO.,LTD.は、販売製品について将来発生するアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社及び国内連結子会社において当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る債務（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理によっており、また金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。

(イ)ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建売掛金及び受取手形

(ロ)ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引に関して、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

また、金利スワップ取引は金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジする方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較して、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準等」の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産及び負債、利益剰余金並びに当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸費用」及び「減価償却費」(前連結会計年度は、それぞれ7,419千円及び6,144千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.9%から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が47,631千円、法人税等調整額が63,498千円、その他有価証券評価差額金が15,106千円、退職給付に係る調整累計額が96,023千円それぞれ増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　　14,787,944千円

2．担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は次のとおりであります。

資産	金額
建物及び構築物	338,294千円
機械装置及び運搬具	121,577千円
土地	1,540,065千円
投資有価証券	102,426千円
合計	2,102,364千円

② 担保付債務は次のとおりであります。

	金額
短期借入金	200,000千円
1年以内返済予定長期借入金	479,336千円
長期借入金	2,779,000千円
合計	3,458,336千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,030,000	－	－	13,030,000
合計	13,030,000	－	－	13,030,000
自己株式				
普通株式	1,021	－	－	1,021
合計	1,021	－	－	1,021

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年 ６月27日	普通株式	156,347千円	12円	平成26年 ３月31日	平成26年 ６月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年 ６月26日	普通株式	利　益 剰余金	156,347千円	12円	平成27年 ３月31日	平成27年 ６月29日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融商品に限定し、資金の調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等の内部管理基準に沿ってリスク低減を図っております。一部の外貨建営業債権については、為替相場の変動リスクを回避しキャッシュ・フローの固定化を図るために、包括的あるいは個別契約ごとにデリバティブ取引（先物為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、その大部分は上場株式であります。これらについては、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。外貨建営業債務については、為替相場の変動リスクに晒されておりますが、外貨建営業債権がこれを上回るため基本的にリスクはヘッジされております。

借入金は、主に営業運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引については、基本的に、金利スワップ取引及び先物為替予約取引に限定しており、社内管理規程等に従い実需の範囲で行うように運用・管理を行っております。なお、リスク回避及び低減の観点より、それ以外のデリバティブ取引の実行が必要となった場合は、取締役会での承認にもとづき行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
(1) 現金及び預金	8,506,021	8,506,021	－
(2) 受取手形及び売掛金	15,005,748	－	－
貸倒引当金（＊２）	△102,285	－	－
	14,903,462	14,901,011	△2,451
(3) 有価証券及び投資有価証券	674,983	674,983	－
(4) 支払手形及び買掛金	(7,311,315)	(7,311,221)	93
(5) 短期借入金	(630,000)	(630,000)	－
(6) 長期借入金	(3,758,336)	(3,745,835)	12,500
(7) デリバティブ取引（＊３）	143,318	143,318	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	143,318	143,318	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－

（＊１）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（＊２）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建売掛金は為替予約の振当処理の対象とされており（下記(7)参照）、為替予約の時価は取引金融機関から提示された価格によりヘッジ対象となった売掛金の時価に含めて記載しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、その他は取引金融機関よりの提示価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（１年以内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、金利スワップの時価は取引金融機関から提示された価格によりヘッジ対象となった長期借入金の時価に含めて記載しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関より提示された価格によっております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております(上記(2)参照）。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額26,716千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	2,044円00銭
１株当たり当期純利益金額	205円22銭
（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益	2,673,767千円
普通株式に係る当期純利益	2,673,767千円
普通株式の期中平均株式数	13,028千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）　本注記表中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**16,423,551**	**流動負債**	**8,965,409**
現金及び預金	1,639,996	支払手形	2,800,370
受取手形	2,498,795	買掛金	2,721,810
売掛金	7,830,332	短期借入金	500,000
商品及び製品	1,975,593	１年以内返済予定長期借入金	1,178,116
仕掛品	1,186,417	未払金	499,301
原材料及び貯蔵品	557,233	未払費用	662,657
前払費用	16,964	未払法人税等	265,552
繰延税金資産	325,373	前受金	221,675
その他	408,598	預り金	22,509
貸倒引当金	△15,755	未払役員報酬	46,000
固定資産	**9,606,338**	製品保証引当金	46,872
有形固定資産	**5,265,862**	その他	542
建物	1,647,235	**固定負債**	**4,638,713**
構築物	106,559	長期借入金	3,359,000
機械及び装置	281,655	退職給付引当金	1,062,370
車両運搬具	3,376	役員退職慰労引当金	177,760
工具器具備品	232,218	その他	39,582
土地	2,814,633	**負債合計**	**13,604,122**
建設仮勘定	180,183	**純資産の部**	
無形固定資産	**784,633**	**株主資本**	**12,128,607**
借地権	720,000	**資本金**	**1,236,640**
ソフトウエア	55,158	**資本剰余金**	**2,244,650**
その他	9,474	資本準備金	2,244,650
投資その他の資産	**3,555,843**	**利益剰余金**	**8,648,750**
投資有価証券	672,713	利益準備金	150,387
関係会社株式	1,772,062	その他利益剰余金	8,498,362
長期貸付金	153,750	特別償却準備金	34,145
繰延税金資産	127,034	別途積立金	4,900,168
その他	1,031,877	繰越利益剰余金	3,564,048
貸倒引当金	△201,595	**自己株式**	**△1,433**
		評価・換算差額等	**297,160**
		その他有価証券評価差額金	**297,160**
資産合計	**26,029,890**	**純資産合計**	**12,425,767**
		負債及び純資産合計	**26,029,890**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

売上高		25,718,087
売上原価		19,670,418
売上総利益		**6,047,668**
販売費及び一般管理費		4,953,915
営業利益		**1,093,752**
営業外収益		
受取利息	4,367	
受取配当金	518,003	
為替差益	195,168	
その他	171,309	888,849
営業外費用		
支払利息	39,654	
その他	628	40,283
経常利益		**1,942,318**
特別利益		
固定資産売却益	278	278
特別損失		
貸倒引当金繰入額	78,490	
固定資産除却損	39,389	
関係会社出資金評価損	136,289	
減損損失	71,400	325,569
税引前当期純利益		**1,617,027**
法人税、住民税及び事業税	299,979	
法人税等調整額	185,777	485,756
当期純利益		**1,131,270**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	－	4,900,168	2,623,271	7,673,827
当期変動額								
特別償却準備金の積立て					34,145		△34,145	－
剰余金の配当							△156,347	△156,347
当期純利益							1,131,270	1,131,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	34,145	－	940,777	974,922
当期末残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	34,145	4,900,168	3,564,048	8,648,750

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,433	11,153,684	211,731	211,731	11,365,416
当期変動額					
特別償却準備金の積立て		－			－
剰余金の配当		△156,347			△156,347
当期純利益		1,131,270			1,131,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			85,428	85,428	85,428
当期変動額合計	－	974,922	85,428	85,428	1,060,351
当期末残高	△1,433	12,128,607	297,160	297,160	12,425,767

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：　総平均法に基づく原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの：　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：　総平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法　時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、原材料　主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

システム製品：　主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

機器製品：　主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品　最終仕入原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　：２～50年
構築物　：７～50年
機械及び装置：２～７年
車両運搬具　：２～11年
工具器具備品：２～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売製品について将来発生するアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績額を基礎とした当社所定の基準により当事業年度の負担額を計上しております。

4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理によっており、また、金利及び通貨スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

① ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建売掛金及び受取手形

② ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
③ ヘッジ手段：通貨スワップ
ヘッジ対象：外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引に関して、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。また、金利スワップ取引は金利の変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジする方針であります。

なお、連結グループ内資金の有効活用等を目的として在外子会社から所在地国通貨による借入を実施する場合があります。その場合には、通貨スワップ取引により為替変動リスクをヘッジする方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較して、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び通貨スワップについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

6．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の期首の前払年金費用及び退職給付引当金、利益剰余金並びに当事業年度の損益に与える影響はありません

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　8,462,792千円

2．担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は次のとおりであります。

資産	金額
建物	338,294千円
土地	1,535,165千円
投資有価証券	102,426千円
合計	1,975,886千円

② 担保付債務は次のとおりであります。

	金額
短期借入金	200,000千円
1年以内返済予定長期借入金	479,336千円
長期借入金	2,779,000千円
合計	3,458,336千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

売掛金　1,777,146千円

短期貸付金　20,000千円

その他流動資産　74,811千円

長期金銭債権

長期貸付金　153,750千円

短期金銭債務

買掛金　2,043,813千円

その他流動負債　97,448千円

長期金銭債務

長期借入金　778,780千円

4．保証債務

次の関係会社について、金融機関よりの借入等に対して保証を行っております。

保証先	保証金額		保証債務の内容
	円貨額(千円)	外貨額	
TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	26,710	150千英ポンド	履行債務
合計	26,710		

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	5,890,708千円
仕入高	9,171,377千円
製造費用	208,077千円
販売費及び一般管理費	278,083千円
営業取引以外の取引高	648,518千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,021	－	－	1,021
合計	1,021	－	－	1,021

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	9,900千円
関係会社出資金評価損	62,700千円
貸倒引当金	71,140千円
退職給付引当金	115,543千円
未払賞与	121,403千円
たな卸資産評価損	142,077千円
役員退職慰労引当金	58,462千円
その他	264,801千円
繰延税金資産小計	846,029千円
評価性引当額	△246,112千円
繰延税金資産合計	599,917千円

繰延税金負債

特別償却準備金	△16,286千円
その他有価証券評価差額金	△131,222千円
繰延税金負債合計	△147,509千円
繰延税金資産純額	452,408千円

（注）当事業年度における繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	－	繰延税金資産	325,373千円
固定資産	－	繰延税金資産	127,034千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.9%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は39,039千円減少し、法人税等調整額が54,117千円、その他有価証券評価差額金が15,078千円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

当事業年度において、関連当事者との間で次の内容の取引を行っております。

子会社及び関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	（株）耶馬溪製作所	所有 直接 100%	製品の仕入 役員の兼務	原材料の購入 *2	3,659,572	買掛金	555,423
子会社	テラテック（株）	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼務	資金の借入 *3	—	長期借入金	400,000
子会社	テラサキ伊万里（株）	所有 直接 100%	製品の仕入 役員の兼務	原材料の購入 *2	1,348,347	買掛金	400,597
子会社	TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.	所有 直接 100%	当社製品の販売 製品の仕入 役員の兼務	製品の販売 *1 原材料の購入 *2	938,177 3,195,765	売掛金 買掛金	349,299 944,642
子会社	TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼務	製品の販売 *1	1,925,269	売掛金	616,604
子会社	TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼務	製品の販売 *1	911,248	売掛金	265,519
子会社	TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼務	資金の借入 *3	—	1年以内返済予定長期借入金	378,780

（注）１．取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針

*1：当社製品の販売については、市場価格を基に販売価額を決定しております。

*2：原材料の購入については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、購入価格を決定しております。

*3：資金の借入の借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	953円70銭
１株当たり当期純利益金額	86円83銭
（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益	1,131,270千円
普通株式に係る当期純利益	1,131,270千円
普通株式の期中平均株式数	13,028千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）　本注記表中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

寺崎電気産業株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松本　要　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲下寛司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、寺崎電気産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

寺崎電気産業株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松本　要　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲下寛司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、寺崎電気産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月29日

寺崎電気産業株式会社　監査役会

常勤監査役　赤　木　孝　史　㊞

社外監査役　友　杉　芳　正　㊞

社外監査役　鷹　野　俊　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、安定的な配当の継続及び経営基盤の充実と今後の事業展開のための内部留保を確保しつつ、業績、経営環境及び財務状況等を総合的に勘案して決定することとしておりますが、当事業年度につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、１株当たり期末配当12円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式１株につき金12円(普通配当12円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は156,347,748円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」に移行し、更なるガバナンスの強化を図るものであり、これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、会社法改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されました。つきましては、業務を執行しない取締役も、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できることといたしたく、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を10名以内から12名以内に変更いたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第３条　（省　略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 （削除） (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第５条～第17条　（省　略）	第５条～第17条　（現行どおり）
（員数）	（員数）
第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、４名以内とする。
（新　　設）	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 2.　（省　　略） 3.　（省　　略）	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新　　設）	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条　（省　略）	第21条～第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第24条　　（省　略）	第24条　　（現行どおり）
	（業務執行の決定の取締役への委任）
（新　　設）	第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第25条　　（省　略）	第26条　　（現行どおり）
（報酬等）	（報酬等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（社外取締役との責任限定契約）	（責任限定契約）
第27条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第28条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
（員　数）	
第28条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任　期） 第30条　監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会は各監査等委員が招集する。監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（社外監査役との責任限定契約） 第35条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削　　除）
（新　　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第31条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第36条～第39条　　（省　略）	第32条～第35条　　（現行どおり）
（付　則） 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（付　則） （削　　除）
第２条　本付則第１条から本条までの規定は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。	（削　　除）
（新　　設）	第35期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ふじた　まさかず 藤田正一 (昭和15年１月１日生)	昭和30年４月　当社入社 平成６年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成13年３月　当社代表取締役社長 平成23年４月　当社代表取締役会長 （現在に至る）	17,000株
2	てらさき　たいぞう 寺崎泰造 (昭和40年５月28日生)	平成７年５月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成13年３月　当社常務取締役 平成17年４月　当社代表取締役専務（システム事業事業部長） 平成19年４月　当社代表取締役専務（経営本部・情報開示・技術・人事・総務担当） 平成23年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	1,107,680株
3	すとう　まこと 周藤忠 (昭和26年７月20日生)	昭和50年４月　当社入社 平成６年４月　当社機器事業営業部大阪支社長 平成９年４月　当社機器事業営業部部長 平成20年４月　当社機器事業営業統括部長 平成20年６月　当社取締役（機器事業営業部・国際部担当） 平成23年４月　当社常務取締役（機器事業担当） （現在に至る）	13,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	おかだ　しゅんじ 岡田俊二 （昭和27年12月24日生）	昭和52年４月　当社入社 平成13年９月　当社機器事業マーケティング部部長 平成16年４月　当社子会社TERASAKI ESPANA, S.A.U.社長 平成20年４月　当社システム事業産業用統括部長 平成20年６月　当社取締役（システム事業産業部担当） 平成23年４月　当社常務取締役（システム事業担当） （現在に至る）	10,300株
5	いけだ　やすたか 池田康孝 （昭和28年11月４日生）	昭和52年４月　当社入社 平成11年４月　当社機器事業技術部長 平成19年４月　当社機器事業品質保証部長 平成22年４月　当社経営本部経営企画室長 平成23年６月　当社取締役（経営企画・技術・情報開示担当） （現在に至る）	4,000株
6	くまざわ　かずのぶ 熊澤和信 （昭和30年10月22日生）	昭和53年４月　当社入社 平成12年４月　当社人事部長 平成17年４月　当社システム事業マーケティング部長 平成18年４月　当社システム事業産業部長 平成21年４月　当社経営本部総務部長 平成23年６月　当社取締役（人事・総務担当） （現在に至る）	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	ながせ　じゅんじ 長瀬　順治 （昭和32年６月１日生）	昭和58年４月　当社入社 平成16年４月　当社システム事業事業管理室室長 平成24年４月　当社経理部部長 平成25年６月　当社取締役（経理担当）（現在に至る）	8,007株
8	※ にしだ　まさお 西田　昌央 （昭和33年11月24日生）	昭和56年４月　当社入社 平成18年４月　当社経営企画室長 平成22年４月　当社機器事業営業部長 平成23年４月　当社システム事業産業部長 平成25年４月　当社子会社 TERASAKI ELECTRIC(SHANGHAI) CO.,LTD.総経理 平成27年５月　当社子会社 テラテック㈱代表取締役社長（現在に至る）	9,000株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任の取締役候補者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	あかぎ　こうし 赤木　孝史 （昭和25年３月22日生）	平成15年９月　当社入社 平成15年９月　当社経理部長 平成17年６月　当社取締役（経理担当） 平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	10,000株
2	ともすぎ　よしまさ 友杉　芳正 （昭和17年５月11日生）	平成16年７月　名古屋大学経済学部長 平成18年３月　名古屋大学名誉教授 平成22年４月　金融庁公認会計士・監査審査会会長 平成25年４月　東海学園大学経営学部長 平成25年４月　当社仮監査役 平成25年６月　当社監査役 平成27年４月　東海学園大学副学長 （現在に至る）	－
3	たかの　しゅんじ 鷹野　俊司 （昭和37年９月24日生）	平成４年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成６年４月　中本和洋法律事務所入所 平成20年５月　弁護士法人中本総合社員 平成23年６月　当社監査役 （現在に至る）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．赤木孝史氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏を常勤の監査等委員に選定する予定です。

３．友杉芳正氏は社外取締役候補者であります。

４．鷹野俊司氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

５．友杉芳正氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、金融庁の公認会計士・監査審査会会長を務められるなど、その財務及び会計に関する専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

6．鷹野俊司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

7．友杉芳正氏及び鷹野俊司氏は、当社定款の規定に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び本議案の承認可決を条件として、赤木孝史氏、友杉芳正氏及び鷹野俊司氏と当社との間で、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます西村文夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
西　村　文　夫	平成17年６月　当社取締役 （現在に至る）

第６号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社はこの度、役員報酬制度見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することといたしました。これに伴い、第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件」が承認可決された場合に重任する取締役７名及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が承認可決された場合に監査等委員である取締役に就任する現任の監査役３名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、支給する時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役を退任した時といたします。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤　田　正　一	平成６年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成13年３月　当社代表取締役社長 平成23年４月　当社代表取締役会長 （現在に至る）
寺　崎　泰　造	平成11年６月　当社取締役 平成13年３月　当社常務取締役 平成17年４月　当社代表取締役専務 平成23年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）
周　藤　　忠	平成20年６月　当社取締役 平成23年４月　当社常務取締役 （現在に至る）
岡　田　俊　二	平成20年６月　当社取締役 平成23年４月　当社常務取締役 （現在に至る）
池　田　康　孝	平成23年６月　当社取締役 （現在に至る）
熊　澤　和　信	平成23年６月　当社取締役 （現在に至る）
長　瀬　順　治	平成25年６月　当社取締役 （現在に至る）

氏　　名	略　　歴
赤　木　孝　史	平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）
友　杉　芳　正	平成25年４月　当社仮監査役 平成25年６月　当社監査役 （現在に至る）
鷹　野　俊　司	平成23年６月　当社監査役 （現在に至る）

第７号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額については、平成13年６月29日開催の第21期定時株主総会において年額150,000千円以内に決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役の定員は「10名以内」から「12名以内」に拡大されることとなります。

つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

なお、第３号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は８名となります。

第８号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成６年６月29日開催の第14期定時株主総会において年額40,000千円以内に決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」、及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の承認可決を条件として、現在の監査役の報酬額の定めを廃止し、改めて監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第４号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

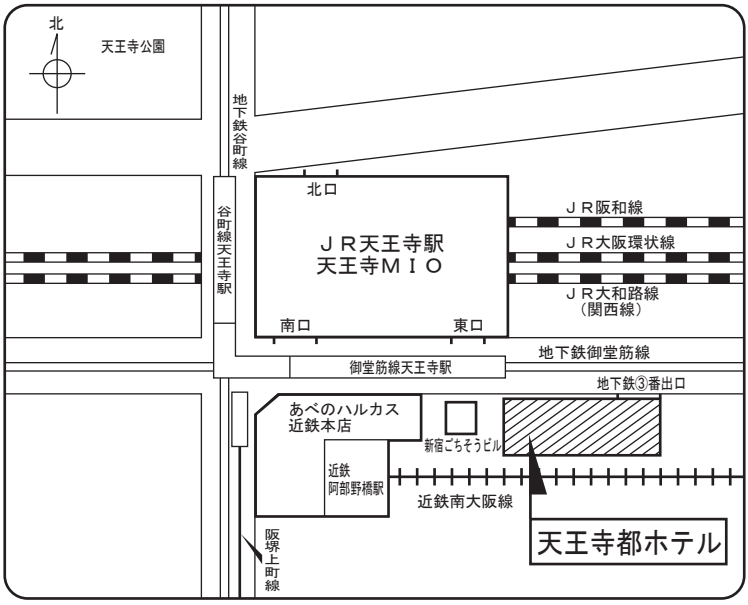
以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市阿倍野区松崎町１丁目２番８号
天王寺都ホテル６階　吉野西の間

（主な最寄り駅からの道順）

(1) 地下鉄天王寺駅下車	御堂筋線東改札を出て天王寺都ホテル地下入口へ
(2) ＪＲ各線天王寺駅下車	東口を出て横断歩道を渡り天王寺都ホテル正面入口へ
(3) 近鉄南大阪線阿部野橋駅下車	東改札（地下）を出て天王寺都ホテル地下入口へ



（お願い）　お車でのご来場はご遠慮ください。